

救急医療体制の充実 ～ 県民の命を守る ～



救急医療の 役割分担と連携

限られた医療資源を有効に活用するため、救急患者の症状の程度に応じて医療機関の間で役割分担をし、連携して救急医療を行っています。

初期救急医療

入院の必要がなく、外来で対応できる患者さんに医療を提供します。
主に、在宅当番医、休日歯科診療所、休日・夜間診療所がこれに当たります。
県内では、青森市、弘前市及び八戸市で休日・夜間診療所が開設されているほか、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市が当番医制度を実施しています。

二次救急医療

入院治療が必要な重症患者に対応する医療機関です。
県内6圏域（津軽、八戸、青森、西北五、上十三、下北）ごとに整備することとされており、救急告示病院・診療所、病院群輪番制参加病院がこれに当たります。

三次救急医療

二次医療機関では対応できない重

症患者に対応する医療機関のことで、「救命救急センター」と言います。

県内では、県立中央病院と八戸市立市民病院の2か所に設置されています。

救急医療体制の 充実に向けた取組

救急医療体制の充実に向けて、県では今年3月から八戸市立市民病院でドクターヘリの運航を開始したほか、平成22年7月には、弘前大学医学部附属病院に高度救命救急センターが設置される予定となっています。

また、県立中央病院では、平成23年度に新しい救命救急センターが開設される予定となっているなど、救急医療体制の充実に向けた取組を進めています。

※1 救急告示病院・診療所
事故や突然の発症により早急な治療が必要になった時の救急医療が可能で、県知事からの認定・告示を受けている病院・診療所。

※2 病院群輪番制
市町村の要請により、地域内の病院が休日夜間等の診療体制を整え、病院群として共同連帯し輪番制方式により救急患者を受け入れる体制。

※3 高度救命救急センター
救命救急センターの機能に加え、広範囲熱傷、指趾切断、急性中毒等の高度な診療機能を有する救命救急センターのことを言います。

あおり医療 情報ネットワーク について

県では、県内の医療機関や薬局情報が簡単に検索できるように、HPを開設しています。

検索は、症状や診療科目、受付時間等の基本的な条件のほか、治療方法やクレジットカードが使える医療機関等詳しい検索ができるようにしています。

また、救急当番医情報も掲載していますので、ご活用ください。

URL: <http://www.qq.pref.aomori.jp/>

携帯用URL: <http://www.qq.pref.aomori.jp/kt/>

インターネットが見られない方のために、電話・FAXによる案内サービスも実施しています。

電話番号 0120-733620 ※県内の休日夜間当番医を地域ごとに案内します。



こども救急電話相談について

県では、小さなお子さんをお持ちの方が、夜間の急な子どもの病気等で困った時に電話で相談に応じる「こども救急電話相談」を行っています。

「こども救急電話相談」では、すぐに受診したらいいのか、それとも家で様子をもても大丈夫なのか不安な時、緊急受診の目安や家庭での看護の仕方などについて経験豊富な看護師がアドバイスします。



相談受付日時

土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)の夜7時から夜10時30分まで

電話番号

局番なしの「#8000」(携帯電話からもかけられます)。
ダイヤル回線の電話からは「017-722-1152」

利用上の注意

- 対象は、おおむね15歳未満の子どもの保護者等です。
- 「こども救急電話相談」は、子どもの急な病気やけが等への応急的な対処方法等に関する助言と情報提供を行うもので、治療や処置を指示するものではありません。
- 子どもの健やかな成長を助けるためには、日頃から子どもの体質や病歴を把握している「かかりつけ医」を持ち、具合が悪そうな時などは、診療時間内に、早めにかかりつけ医を受診するよう努めましょう。